

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 表彰並びに感謝状贈呈基準

(表彰の部)

昭和村内において社会福祉事業に功労のあった以下の者（団体等）に表彰状を贈呈する。

1. 民生委員・児童委員功労
民生委員児童委員として3年以上在職し、その功績が顕著である者
2. 保護司功労
保護司として4年以上在職し、その功績が顕著である者
3. 社会福祉団体功労
 - ①社会福祉団体の役員として4年以上在職し、その功績が顕著である者
 - ②社会福祉団体の職員として10年以上在職し、その功績が顕著である者
4. 自立更生功労
障害者及びひとり親家庭の自立更生者で、他の模範となる者
5. 児童青少年健全育成功労
児童青少年健全育成功労者として4年以上尽力し、その業績が他の模範となる者
6. 福祉関係相談員等功労
身体障害者相談員、精神薄弱者相談員等として4年以上継続し、その功績が顕著である者
7. 介護功労
寝たきり老人（障害者も含む）等を4年以上介護し、その模範となっている者
8. 地域福祉功労
地域社会の福祉増進に努めその功績が顕著な者

(感謝の部)

本会運営及び事業増進に功労のあった以下の者（団体等）に感謝状を贈呈する。

1. 社会福祉協議会功労
 - ①本会を退任した理事、監事及び評議員で4年以上在職し、その功績が顕著な者
 - ②本会を退職した職員で10年以上在職し、その功績が顕著な者
 - ③その他会長が認める者
2. 善意功労
 - ①本会に多額の金品（50万円以上）を寄附した者
 - ②本会に3年以上継続（同等の回数も含む）して金品を寄附した者
 - ③その他会長が認める者

留意事項

1. 同一条件での表彰及び感謝状の贈呈は、4年を経過しなければならないものとする。

附 則 この基準は、平成15年2月5日から施行する。